

# 輪島市穴水町環境衛生施設組合建設工事共同企業体の運用に関する要綱

(平成 21 年 9 月 14 日告示第 15 号)

(目的)

**第 1 条** この告示は、組合が発注する建設工事について、適正な基準を定めることにより共同企業体の合理的かつ効率的な運用を確保することを目的とする。

(共同企業体の区分)

**第 2 条** 共同企業体は、特定建設工事共同企業体(以下「特定企業体」という。)と経常建設共同企業体(以下「経常企業体」という。)に区分する。

(特定企業体の性格)

**第 3 条** 特定企業体は、大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保するため、共同施工を必要と認める工事ごとに結成する共同企業体とする。

(特定企業体の結成)

**第 4 条** 特定企業体の結成は、自主結成を基本とする。ただし、組合長が特に認めた場合は、構成員の予備指名を行うことができるものとする。

2 特定企業体の構成員は、2 又は 3 業者とする。

3 特定企業体を結成しようとする者は、組合長が指定する日までに特定企業体を結成し、協定書を添付して、建設工事競争入札参加資格審査(第 9 条第 3 号において「資格審査」という。)の申請を組合長に対しするものとする。

4 組合長は、特定企業体から前項の規定により申請があったときは、特定企業体としての条件を具備しているかどうかを審査の上、有資格名簿に登載するものとする。

(特定企業体の構成員の出資比率)

**第 5 条** 特定企業体の構成員の出資比率は、構成員数により最小限度基準を次のとおりとする。

(1) 2 構成員の場合 30 パーセント以上

(2) 3 構成員の場合 20 パーセント以上

(特定企業体の代表者要件)

**第 6 条** 特定企業体の代表者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 構成員のうち最も大きな施工能力を有するものであること。

(2) 出資比率が構成員のうち最も大きなものであること。

(特定企業体の資格要件)

**第 7 条** 特定企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1) 組合の有資格者名簿に登載されている者であること。

(2) 当該工事に対応する業種について、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条の許可を有しての営業年数が 3 年以上あること。

(3) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として施工した実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。

(4) 当該工事に対応する業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

(5) その他組合長が特に必要と定める要件

(経常企業体の性格)

**第8条** 経常企業体は、中小・中堅建設業者(資本の額若しくは出資の総額が20億円以下の企業又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の企業若しくは個人をいう。第12条第1号において同じ。)が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成する共同企業体とする。

(経常企業体の結成)

**第9条** 経常企業体は、2又は3業者において自主結成とし、次のとおりとする。

- (1) 1の業者が同一業種において結成することができる経常企業体の数は1とする。
- (2) 2以上の業種を有する業者が結成することができる経常企業体の数は2までとし、業種は重複しないものとする。
- (3) 経常企業体は、資格審査を組合長に申請し、組合長はこれを受理したときは資格審査の上、有資格者名簿に登載するものとする。

(経常企業体の出資比率)

**第10条** 経常企業体の構成員の出資比率は、第5条の規定を準用する。

(経常企業体の代表者要件)

**第11条** 経常企業体の代表者は、構成員において自主的に決定されたものとする。

(経常企業体の資格要件)

**第12条** 経常企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 輪島市及び穴水町に主たる営業所を有する中小・中堅建設業者であって、組合の有資格者名簿に登載されているものであること。
- (2) 経常企業体の業種について、建設業法第3条の許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- (3) 経常企業体の業種について、原則として、輪島市及び穴水町発注工事を元請として施工した実績を有すること。
- (4) 当該業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

(その他)

**第13条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則 (平成21年9月14日告示第15号)

この告示は、公表の日から施行する。